

# 第 188 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 29 年 12 月 21 日（木）

午後 1 時 30 分から午後 3 時 50 分まで

場 所：県庁行政庁舎 4 階 特別会議室

## ○次第

1 開 会

2 報 告

第 187 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（3 件）

議案第 2348 号 石巻広域都市計画道路の変更について

議案第 2349 号 特殊建築物の敷地の位置について

議案第 2350 号 特殊建築物の敷地の位置について

4 そ の 他

5 閉 会

## ○出席委員

阿留多伎眞 人	尚綱学院大学環境構想学科教授
伊 藤 恵 子	株式会社はなやか代表取締役
牛 尾 陽 子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
内 田 美 穂	東北工業大学工学部環境エネルギー学科准教授
小野田 泰 明	東北大学大学院工学研究科教授
高 橋 克 子	宮城県医師会常任理事
舟 引 敏 明	宮城大学事業構想学群教授
木 内 岳 志	農林水産省東北農政局長（代理）
尾 関 良 夫	国土交通省東北運輸局長（代理）
津 田 修 一	国土交通省東北地方整備局長（代理）
高 須 一 弘	宮城県警察本部長（代理）
齋 藤 正 美	宮城県議会議員
高 橋 啓	宮城県議会議員
櫻 井 正 人	宮城県町村議会議長会会長（利府町議会議長）

（以上 14 名，敬称略）

## ○審議結果

- ・議案第 2348 号 石巻広域都市計画道路の変更について  
【議決】原案を承認する。
- ・議案第 2349 号 特殊建築物の敷地の位置について  
【議決】附帯意見を付した上で原案を承認する。
- ・議案第 2350 号 特殊建築物の敷地の位置について  
【議決】原案を承認する。

## ○議事

平成 29 年 12 月 21 日（木）午後 1 時 30 分 開会

### 1 開 会

○事務局（菊池総括） ただいまから第 188 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

#### （１）会議の成立

○事務局（菊池総括） はじめに、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、14 名の委員の御出席をいただいております。定足数の 10 名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は、事務局からマイクをお渡ししますので、恐縮ではございますが、挙手をいただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、本日の配付資料について御説明申し上げます。委員の皆様には、事前に「議案書」をお渡ししております。また、机上に「参考資料」、「報告資料」、「座席図及び委員名簿」を配付しております。資料に不足はございませんでしょうか。それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定により、会長が行うことになっておりますので、舟引会長、よろしくをお願いいたします。

#### （２）議事録署名人の指定

○舟引議長 それでは本日もよろしくをお願いいたします。初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。高橋克子委員と、高橋啓委員をお願いいたします。

### 3 前回議案の処理報告

○舟引議長 次に、第 187 回の審議会における議案の処理状況について、事務局から報告願います。

○事務局（佐藤都市計画課長） それでは、前回までの議案の処理結果につきまして御説明いたします。お手元の『議案書』の 3 ページを御覧ください。

前回、第 187 回の審議会におきまして、議案第 2345 号「仙塩広域都市計画下水道の変更について」ほか 2 件について御審議いただきました。議案第 2345 号から第 2347 号につい

ては、処理結果の欄に記載のとおり、所定の手続きをすべて完了しております。

前回議案の処理報告については、以上でございます。

○舟引議長 以上の報告について、御質問等はございませんか。

[「なし」の声]

○舟引議長 それでは、以上で第187回の審議会における議案の処理報告を終わります。

#### 4 議案審議

○舟引議長 続いて議案の審議に入ります。本日、審議する議案は、議案第2348号から議案第2350号の3件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願いいたします。

それでは、議案第2348号「石巻広域都市計画道路の変更について」を議題といたします。  
事務局から議案の内容を説明願います。

##### 議案第2348号 石巻広域都市計画道路の変更について

○事務局（都市計画課長） それでは議案書4ページ、議案第2348号「石巻広域都市計画道路の変更について」をご説明申し上げます、5ページをお開きください。

石巻広域都市計画道路の変更に関する計画書で、「宮城県決定」でございます。

表を御覧ください。ゴシック太字で記載しております箇所が変更点でございます。

変更の1点目は、都市計画道路3・4・14号「七窪蛇田線」の区域を一部変更し、車線数を決定するものです。

2点目は、3・5・19号「運河内海橋線」について、起点部から3・4・14号「七窪蛇田線」交差部までを廃止し、名称、起点位置、延長及び区域の変更を行うものでございます。

続きまして、変更の理由でございます。石巻市では、東北地方太平洋沖地震及びその後に発生した津波等により甚大な被害を受けたことから、平成23年12月に「石巻市震災復興基本計画」を策定したところであります。当該計画においては、「災害に強い道路交通ネットワークの構築」を目指すこととしており、道路網の見直しを行い、緊急輸送道路等を優先して整備を進めているところでございます。今回は、緊急輸送道路である3・4・14号「七窪蛇田線」について、3・5・19号「運河内海橋線」との交差部を現行の道路構造令に合わせるとともに、沿線地域の土地利用に配慮し、区域の変更を行い、あわせて車線の数を定めるものでございます。また、3・5・19号「運河内海橋線」は、起点部から3・4・14号「七窪蛇田線」交差部までを廃止し、名称、起点位置、延長及び区域の変更を行うものでございます。

6ページをお開きください。「七窪蛇田線」及び「運河内海橋線」の変更する区域を示した総括図でございます。図の左にある凡例のとおり、既に決定されている区域についてはピンク色で、

追加する区域については赤色で、廃止する区域については黄色でそれぞれお示しております。また、今回変更する路線の起点から終点までを引き出し線で旗揚げし、起終点の位置、延長、代表幅員、車線数を示しております。

次に参考資料の1ページをお開きください。「七窪蛇田線」及び「運河内海橋線」の変更する区域を示した計画図でございます。図面上が北となります。凡例は、先程の総括図と同様でございます。今回の変更は、図面下から上に伸びる「七窪蛇田線」について、図面左側から伸びる「運河内海橋線」との交差点の形状を、現在の道路構造令の基準に合わせて変更するものです。また、図面右上のJR仙石線及び石巻線と立体交差する区間においては、沿線地域が主に住宅地としての土地利用であることに配慮し、盛土から高架橋に変更し、道路下の横断を確保しようとするものです。図面左から右に伸びる「運河内海橋線」については、石巻市が行っている市内全体の都市計画道路網の見直しにおいて、緊急輸送道路を先行して検証した結果、今回、廃止した場合の周辺道路への影響が少ないこと及び現在の土地利用状況をふまえ、「運河内海橋線」の起点部から「七窪蛇田線」交差部までの区間を廃止するものです。

2ページをお開きください。前のページで御説明しました「七窪蛇田線」について、計画と断面を示した図です。図面の上側が北になります。ピンクで着色した範囲が既決定の区域、赤で着色した範囲が追加する区域、黄色で着色した範囲が廃止する区域を示しております。図面右側に、道路の幅員を示した表を記載しております。表の上から順に御説明致しますと、交差点より南側（左側）となる①断面は、「七窪蛇田線」と「運河内海橋線」の交差点であり、右折レーンと同一幅のゼブラ帯を設けること、及び新たに七窪蛇田線を利用する歩行者に対応するため歩道幅員を左右それぞれ3.5メートル付加し、幅員を17.5メートルに変更するものです。続く②断面は、「七窪蛇田線」と「運河内海橋」との交差部がトン字交差点となり右折車線が必要ないこと、当該区間から「七窪蛇田線」の計画高が周辺より高くなるため擁壁構造となることを考慮し、幅員を18メートルから16メートルに変更するものです。③断面は、「七窪蛇田線」がJR仙石線及び石巻線と立体交差するため、周辺の地盤よりも道路が高くなることから現在盛土構造で決定していたものを、周辺の土地利用に配慮して高架構造とするため、必要な幅員である15.8メートルに変更するものです。なお、これまでは周辺の住宅へ行き来するための側道も「七窪蛇田線」の幅員に含めておりましたが、今回は高架構造となることから含めておりません。

3ページをご覧ください。④断面は、JR仙石線及び石巻線と立体交差する橋梁部分になりますが、車道部分について、大規模災害時に車道両側に大型車が駐停車しても中央を自動車が通過できる幅員8メートルを確保するとともに、歩道外側に設ける防護柵の幅員を現在の基準である0.4メートルとすることから、幅員を16.5メートルから15.8メートルに変更するものです。なお、JRとの協議の結果、道路法線を変更したことから、④断面で右側に道路中心線を変更するものです。⑤断面は、先ほど2ページで御説明した③断面と同様に、盛土構造から高架構造と変更するため、幅員を15.8メートルに変更するものです。⑥断面は、同じく2ページで御説明した②断面と同様に、盛土構造から擁壁構造とするため、幅員を16メートルに変更するものです。

以上で議案第2348号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしくお願いいたします。

○舟引議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見・御質問をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(質疑応答)

○高橋(啓)委員 計画決定そのものには問題ないんですけども、廃止路線について、都市計画法第53条で建物の建築が制限されているところ、廃止に伴って効力を失うことになると思いますが、その辺の手続きについて確認させていただきたいと思っております。

○舟引議長 ありがとうございます。それでは事務局からお願いします。

○事務局(都市計画課長) 今まで都市計画決定されておりました、委員が御指摘のとおり53条の規制がかかっておりました。そういうこともございまして、付近の住民の皆様に対して町内会単位で説明会を延べ8回開催しまして、住民の皆様のご理解も頂いたということで、特に問題やご意見等はいただいているということでございます。

○高橋(啓)委員 手続きの中で、許可を取って建築された方々に対してあらためて通知は出さないということでは理解してよろしいでしょうか。

○事務局(都市計画課長) 説明会と通常の手続きを行ってきたということで、区域内の個々の住民の皆様個別に通知を出すということは考えておりません。

○舟引議長 よろしいですか。他にはいかがでしょうか。では阿留多伎委員お願いします。

○阿留多伎委員 細かい話で申し訳ないんですけども、参考資料の2ページの①なんですけど既決定幅が11メートルで変更後が17.5メートルということで6.5メートル増えているんですが、図を見ると追加する部分が赤く塗られていないので、廃止路線との関係で塗らなくてよいものと思っておりますがもう少しご説明をお願いしたいと思っております。

○事務局(都市計画課長) 幅員は①の断面のとおりですが、黄色の中に収まっておりまして、下の方に赤がちょっとだけはみ出しているということで、この中に、交差点の中に収まっているということでこのような記載になっております。

○阿留多伎委員 そうすると①の線というのがもともとは黄色も含めた交差点の幅で表示しないと、おかしくないかと。標準断面であればもう少し左下の2車線の部分で①断面を取らないと、右下の断面の線と断面①の矢印のところの位置が合わないことになるのではないかと危惧しております。

○舟引議長 すみません、私もちょっとよく分からなかったのですが、もう一度御説明いただけますか。

○事務局（都市計画課長） 七窪蛇田線の既決定の①は今回の変更に合わせて向きが変わっているんですが、もともとは薄い黄色の線が見えるかと思いますが、この部分の断面を指しております。これが11メートルの道路幅を示しているものです。

○阿留多伎委員 技術的な、色の塗り方の話で恐縮なんですけど、①断面の右側の部分というのはもともとは山下内海橋線の断面ということになりますか、それとも七窪蛇田線の断面ということになりますか。

○事務局（都市計画課長） ①の断面のところは七窪蛇田線として黄色の線が幅員の両端を示すものとなりますが、ここの部分を既決定幅の11メートルとして表示しております。一方、そこからはみ出しているところは運河内海橋線ということで、この部分は七窪蛇田線ではないので含まれていないということでございます。色塗り上はその中にほぼ収まっております。

○阿留多伎委員 路線単位の色塗りではなく、2つの路線を合わせた塗り方ということによろしいですか。

○事務局（都市計画課長） そのとおりです。

○阿留多伎委員 分かりました。ありがとうございます。

○舟引議長 その他いかがですか。内田委員お願いします。

○内田委員 廃止される区間について、現状どのような用途で使われていた道路なんでしょうか。

○事務局（都市計画課長） 都市計画決定はされていましたが、道路があるわけではございませんで、未着手の状態です。都市計画だけが残っていたということになります。なので通常一般の宅地が張り付いているという状況になります。

○内田委員 通っていないのであれば、廃止する理由というのをあらためて教えてください。

○事務局（都市計画課長） 七窪蛇田線は図面では縦に走る道路ですが、緊急輸送道路ということで計画の見直しを急いでやろうというときに、運河内海橋線についても交通量が将来どうなるか算定した結果、周辺の道路の整備が進むということもあって廃止する区間の交通量はかなり少ないということがございました。それで工事が未着手だったこともあって、ここの区間を廃止することにするものでございます。

○内田委員 いったん計画を立てたものを廃止するという事は、交通量が見込まれないこと以外

に何か理由があったのかと思い質問させていただきました。

○事務局（都市計画課長） この運河内海橋線は昭和13年に決定されているんですけれども、それ以外にもかなり以前に都市計画決定された道路が多くございます。それで近年は、先ほどもお話がございましたが、都市計画法第53条で都市計画決定されていると建築制限等の規制があり、そういった中で長期未着手の道路については道路網の見直しを積極的に行うようにという方向になっております。石巻市においても、全体の見直しは平成30年度頃から始めることとしておりますが、緊急輸送道路は急いで整備をしたいということで、緊急輸送道路にかかる道路については積極的に見直しをする中で、この運河内海橋線は交通量、それから土地利用上の問題から廃止するほうが良いということになり、今回廃止の提案をさせていただいております。

○小野田委員 内田委員の御指摘は重要なことを含んでおられると思います。この辺りは復興が進んでいて、土地利用計画も大幅に変更になっています。参考資料1ページの右側にある大街道石巻港線の周辺の整備のほか、三陸道との接続もよくなって都市構造が大幅に変わっていますので、この道路の役割が都市計画決定した頃に比べて薄くなっておられますので、そういうことも勘案されているんだろうと思います。関わっている立場からしても体感的によく分かります。このあたりは石巻市さんに直接伺った方がいいかもしれませんが。

○事務局（石巻市） 石巻市建設部の斎藤と申します。七窪蛇田線の都市計画の関係で色々なお話をいただいたところですが、本日はせっかく出席させていただいておりますので、その辺の話をさせていただきたいと思います。先ほど御説明がありましたように、運河内海橋線は昭和初期からの計画でしたが、東日本大震災により南北の避難道路や東西に通る道路の重要性が高まり、石巻市の内陸部にある稲井地区で県の事業として石巻北部バイパスの工事を現在施工中です。その道路が完成すれば北上川左岸、東側から西側への交通が市街地を通らずにバイパスを利用して通行することが予想されています。これまでは北上川の東側から西側、あるいはその逆へ行くには市街地を通ることから、運河内海橋線、山下内海橋線と重なる国道398号線の交通量が多かったのですが、現在は北上川の河口部に新たに（仮称）鎮守大橋を施工中であり、そちらも北上川の左岸から右岸へ門脇地区を通り、西側で接続する門脇流留線という高盛土道路を施工中でございます。それからもうひとつ、門脇流留線と並行して北側に釜大街道線という新たな道路を施工中ですので、そうした石巻市街地全体の交通の流れを考慮しますと、今回の運河内海橋線の交通量はかなり少なくなるだろうということで、この道路につきましては今後建設しなくても他の道路で石巻市内の交通量は変わるであろうということで廃止という変更を提案させていただいているものです。よろしく願いいたします。

○舟引議長 ありがとうございます。その他ご意見等あればお願いしたいと思います。

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第2348号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

[「異議なし」の声]

○舟引議長 御異議なしと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】議案第 2348 号：原案のとおり承認する。（賛成 14 名，反対 0 名）**

**議案第 2349 号 特殊建築物の敷地の位置について**

○舟引議長 続きまして、議案第 2349 号の「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（建築宅地課長） 建築宅地課からは、議案第 2349 号「特殊建築物の敷地の位置について」説明いたします。

「議案書」の 7 ページをご覧ください。この議案は、建築基準法第 51 条第 1 項ただし書きの規定により、特殊建築物の位置について、御審議いただくものでございます。同法第 51 条では、都市計画区域内において、ごみ焼却場や、今回対象となっている産業廃棄物処理施設などの特殊建築物について、都市計画決定したもの以外の新築等を原則禁止しておりますが、同条のただし書に基づいて許可を行うにあたっては、都市計画審議会に付議することとされております。

次の 8 ページをお開きください。御審議いただく施設の概要を記載しております。「施設名称」は、「川崎リサイクルセンター」、「建築主住所・氏名」は、「刈田郡蔵王町大字円田字一戦場 20 番地 株式会社県南エコテック 代表取締役 丹野将紀」氏でございます。「敷地の位置」は、「柴田郡川崎町大字支倉字仁田子 1 番 1 の一部外」で、「敷地面積」は「9,908.86 平方メートル」、「用途地域」は「指定なし」でございます。次に「建築物」の欄をご覧ください。「用途」は「産業廃棄物中間処理施設」です。「工事種別」は新築となっております。

「構造、規模等」の欄に記載のある①～⑤の 5 棟を新築します。次の「処理施設」の「処理内容及び処理能力」は、「産業廃棄物中間処理」で、1 日あたりの処理量については、「木くずの破砕が 266.8 トン」を予定しております。

ここで許可が必要となった理由につきまして御説明させていただきます。建築主の県南エコテックは、平成 4 年に創業し、蔵王町に木くずの中間処理施設を設置し、木くずのリサイクルを主軸として事業を行っております。今後、仙台圏内からの木くずの搬入を見込み、さらに、これを原料としたバイオマス発電事業や有機肥料の原材料の製造事業を行うことになりました。今回の計画は、木くずの破砕処理能力が 1 日あたり 5 トンを超えるため、建築基準法第 51 条ただし書許可が必要となったものです。

次に、議案書の 9 ページをお開きください。左の位置図を御覧願います。申請位置を、赤丸で表示しております。川崎町の基石地区から南東へ 1.2 キロメートル程度に位置し、用途地域は指定なしでございます。第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域がある支倉台団地からも 1.2 キロメートル程度離れております。敷地から西側へ 2.0 キロメートル程度のところに釜房湖県自然環境保全地域があります。申請位置に最も近い文教施設は川崎町立富岡中学校で、北西へ

200メートルほど離れております。次に右上の付近見取図を御覧ください。赤で示している範囲が今回の申請位置となっており、周辺は、住宅や資材置場等が立地しております。次に右下の配置図を御覧ください。敷地は、町道仁田子・支倉台線に接する計画としております。この道路は今回の計画にともなって拡幅し、舗装済でございます。敷地の北西側に木くずの破碎前の保管エリアを設定し、その中に破碎機を設置して木くずの破碎処理を行うものです。これは、敷地南側にある住宅に対して、騒音の影響がなるべく少ないように配慮したものです。破碎処理を行ったものは、敷地内の倉庫1に保管します。本施設で中間処理する木くずは、解体工事、林業、造園業に伴い伐採したものや山岳道路整備、JRの路線整備工事から発生したものなどです。破碎した木くずは、破碎の大きさによって分別し、同敷地内にあるバイオマス発電施設の原料としたり、製紙会社に売却、または有機肥料の原材料として売却などをします。なお、発電した電力は電力会社に売却したり、自社で消費します。搬出入は町道仁田子・支倉台線から行います。搬出入のトラックは、国道286号線、県道碓石・富岡線を利用して運搬する計画としており、通常、1日あたりで搬入と搬出をあわせ、80台程度を見込んでおります。就業時間は午前8時から午後5時までの約8時間を予定しております。続きまして、環境対策について御説明させていただきます。まず、飛散の防止につきましては、屋外保管ヤードの周囲に、木くずの飛散防止用として、高さ2メートルのL字型擁壁を設置しております。破碎時は散水を行い、粉塵の発生を抑制します。また、破碎機の近くには高さ4メートルの鋼板製防護壁を設置し、防音と併せて粉塵の飛散を防いでおります。倉庫は外壁が一部開放されている形態ですが、風向風速等によりチップの飛散などの影響が見られる場合は飛散防止ネットを設置することとしております。騒音及び振動につきましては、破碎機に近接した敷地境界線上で予測評価を行い、宮城県公害防止条例に基づく規制値内であることを確認しております。水質につきましては、水質汚濁を発生させる恐れのある廃棄物は対象としておりません。なお、汚水や雑排水は浄化槽を設置して公共下水道に放流します。雨水については、側溝で集水後、運搬車両による油類の漏出に備えた油水分離槽を経由して道路側溝に放流します。悪臭を発生させる恐れのある廃棄物は処理の対象としておりません。周辺の住民の方々への事業計画の説明につきましては、県の「産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づき、平成27年10月10日に実施しております。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく設置許可は、仙南保健所と協議中でございます。最後に、当該施設が立地する川崎町からは、町の総合計画及び都市計画等に基づく土地利用計画に支障がない旨の回答を得ております。

なお、以上の説明については、別添参考資料の建築基準法第51条の審査基準等チェックシートを用いて、審査をしております。以上で、議案第2349号の説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○舟引議長 ありがとうございます。それでは委員の皆様から御意見・御質問をお受けしたいと思います。牛尾委員お願いします。

(質疑応答)

○牛尾委員 御説明いただいた中で、中学校から地図上は200メートル離れているんですけど

も、道路との接続で見ると200メートルも離れていなくて150メートルぐらいかなと、こんなに学校の近くにこうした施設ができるというのはこれまでの都市計画審議会ですら初めてではないかと思うんですが、本当に大丈夫なんだろうかと、中学生の皆さんが通う道路でもありますし、その先の小学校、あるいは団地などで道路も使用されますし、いかんせん近いなという感じがするんですが、その点はいかがでしょう。

○事務局（建築宅地課長） 確かにすごく離れているというわけではございませんが、道路につきましては県道上に歩道がございます。それで生徒の通学の安全が一定程度確保されていると考えております。また、騒音・振動につきましては、先ほどの御説明のとおり県の指導要綱に基づく規制値を下回っているということがございますので、そういった意味では一定のレベルを確保しているのではないかと考えております。

○牛尾委員 中学校のPTAなどへの説明はあったのでしょうか。

○事務局（建築宅地課長） PTAに対する説明があったということは聞いておりません。

○牛尾委員 ではここに通学している子供たちの御両親は知らないということになるのでしょうか。

○事務局（建築宅地課長） 平成27年10月に付近住民の皆様を対象とした説明会を行っておりますので、その中に親御さん方がおられたかもしれませんが、本当におられたかどうかは確認しておりません。

○内田委員 今回は廃棄物処理施設の審議ですけれども、ここに併設してバイオマス発電施設があるんですが、それに関しては残ったチップをバイオマスに使うときの発電に係る影響というのはこの審議会の範疇ではなく、何かあったときにまた考えるということなんではないでしょうか、それともこのバイオマス発電施設自体は規模的には環境影響を考える要件には入らないのでしょうか。

○事務局（建築宅地課長） 法的に申しますと破碎機のみが建築基準法51条の対象で今回の審議会の対象になっております。ただし、我々としては委員のご発言のとおり発電による影響は気になりましたので、その点は任意に申請者から話を聞いたところ、発電機の騒音に関しては音はかなり出る機械だということで、破碎機と発電機が同時に稼動した場合の影響を聴取し、同時に稼動しても先ほど御説明した規制値を下回っているという報告を受けております。

○内田委員 騒音や振動は大丈夫だろうと思っていて、先ほど牛尾委員がおっしゃったように近くに中学校が、地図上200メートルとはいっても実際はないようなところにあるんですけれども、バイオマスというと聞こえはいいんですが有機物を燃やしているわけですので、どちらかというと大気の方が大丈夫かなと思ったので、その辺は別の審議会か何かでチェックされるということなんではないでしょうか。

- 事務局（建築宅地課長） 発電につきましては、破碎したチップを原料としますが、それを直接燃やすわけではなくいったん蒸してガス化し、そのガスを燃焼させてタービンを回すと。そしてその排出されるガスの成分は規制値内であるということで、そういう機械を設置すると聞いております。
- 牛尾委員 繰り返して申し訳ありませんが、これまでに記憶にないぐらいかなり中学校に近いな、という感じがありまして、審査基準等のチェックリストを見ますと施設から100メートル離れているということになっていて、離れていればOKという形になるわけなんですけれども、図書館なんかはそんなに関係ないかもしれませんが、学校や病院のような施設の場合は説明会を開催しなければならないというような県の条例はないんでしょうか。
- 事務局（建築宅地課長） 今のところはそういった指導を行う規制や要綱などはないと認識しております。
- 牛尾委員 では、委員の中に議員の方もいらっしゃるので、ぜひご検討いただきたいと思います。
- 齋藤委員 ちょっといいですか。
- 舟引議長 齋藤委員どうぞ。
- 齋藤委員 学校からの距離の規制は何メートルですか。50メートルですか。
- 事務局（建築宅地課長） チェックシートにもありますように、100メートルというふうに我々としては考えております。
- 齋藤委員 今言っているのは、チェックシートで学校から100メートル離れているからいいというのではなくて、もっとこの地域の実情を鑑みてしっかり審査すべきだということを言っているのであって、牛尾委員がおっしゃったようにこれから我々も環境の、ましてや子供たちが学ぶところの近くになぜこういう施設を作るのかということ、議会としても真剣に考えていかなければならないので、議会選出の委員という立場で今後検討させていただきます。
- 舟引議長 私からも確認させていただきたいんですけども、バイオマス発電というプラントを設置するときに、何らかの法律なり条例で都市計画審議会以外で関与する場というものがあるかどうかということをご承知でしょうか。
- 事務局（建築宅地課長） あるとすれば環境アセス、規模などがあると思います。

○齋藤委員 今、ご存知のとおり仙台港にもいろいろできているんですけども、あれは国の許可であって我々は一切入れないような仕組みになっているんですね。それで我々議会としては、国の基準で環境アセス云々は必要ないというのではなく、例えば日本製紙のバイオマスのように自主アセスというものもやっているんだということで、仙台市とも協議してさせるようにしたんです。だから、基準には該当しないとはいうものの牛尾委員も心配しているように、今まで全然なかった環境のもとでいくら規制値に該当しないといっても、なかったのとこれからあるというのでは違うということ認識していかなければならないと思いますので、本当に大きな課題です。

○阿留多伎委員 今の学校の話に関連して数字を教えてくださいたいんですが。チェックシートでは学校の通学路と重複しない、歩道があるということが大前提となっているんですけども、この県道の幅員ですとか日常的な交通量、それから今回の施設ができた後の増加が見込まれるトラックの交通量、県道の歩道の幅員を教えてくださいたいと思います。

○事務局（建築宅地課長） まずトラックの搬出入につきましては、搬入が1日当たり50台、搬出が1日あたり30台程度で月単位では1,600台程度と見込んでおります。県道の幅員につきましては、歩道は2メートル程度、車道は8メートル程度となっております。交通量につきましては承知しておりません。

○舟引議長 歩道というのは片側ですか。

○事務局（建築宅地課長） 片側でございます。

○阿留多伎委員 そうするとトラックが1日80台ということですが、騒音は大丈夫ということですか。環境基準とかあると思うんですが。

○事務局（建築宅地課長） トラックの騒音についての環境基準はございません。

○阿留多伎委員 通学路になっているところは川崎町立富岡小学校前の集落あたりから子供たちが登ってくるのだと思うので、その横をトラックがガンガン走るといった感じが想定されるのかなと思います。かなりきめ細かな説明をしておかないと、実際に操業が始まってから中学校のPTAなどから何か言われる可能性はあるのかなと想像できるところです。意見として申し上げました。

○高橋（克）委員 このチェックシートですけども、下の方の水質汚濁対策をしているとか悪臭防止対策をしているという欄が×になっているのは何かあるんでしょうか。

○事務局（建築宅地課長） 対象になっている物質がここにはないということで、適否を判定していないということでございます。

○高橋（克）委員 本当に悪臭は出ないのでしょうか。

○事務局（建築宅地課長） 宮城県公害防止条例で対象になっている物質としましては、飼料または有機肥料の製造の用に供する施設で、原料として魚や鳥獣の骨を扱うような場合となっておりますが、ここではそういった物質は扱っていないということです。ただし、委員がおっしゃるように悪臭がまったくないのかという点につきましては、悪臭とは何かということもございますけれども、木においというのはあるかと思いますが、規制の対象となる物質は扱っていないということでございます。

○高橋（克）委員 ありがとうございます。ご説明の中で木を粉碎して発酵させて云々ということ聞いたと思いますが、発酵の過程でにおいが出るのではないかと思うんですが。

○事務局（建築宅地課長） 破碎した木くずを発酵ではなく蒸してからバイオガス発電の機械の中でガスを発生させ、そのガスを燃焼させてタービンを回すということです。基本的にそのガスは機械の外には出ないで燃焼するという事です。

○高橋（克）委員 ありがとうございます。でも確かに今までのお話を聞くと、ここでOKとなれば手を振って、となるわけですから、やはり慎重に審議すべきではないかと思えます。

○高橋（啓）委員 施設そのものについては概ね問題ないかと思うんですが、交通量が1日80台というのは単純に考えて日中1時間あたり10台搬入のトラックが通るということで、学校の位置からするとスクールバスで対応されているのかお分かりになっていれば。あと1日80台の根拠をお示しいただきたいんですが。

○事務局（建築宅地課長） まず80台の根拠ですが、搬入が50台、搬出が30台ということで80台です。搬入は1日当たりの取り扱いが約200トン、それを4トントラックで割ると50台ということです。また、搬出には10トントラックを使用するため、搬入よりも少なくなります。ということで30台程度になるだろうと考えております。スクールバスにつきましては承知しておりません。ここで先ほどの交通量につきまして調べましたところ、昼間12時間では1,391台でございましたので報告いたします。

○高橋（啓）委員 大体分かりましたが、1日200トンというのは最大と考えてよろしいですか。

○事務局（建築宅地課長） これは最大ではなく、稼働率を通常75パーセントと想定した場合の値でございます。

○高橋（啓）委員 概要は分かったんですが、委員の皆さんも懸念されているような状況が勘案される形で審議会としてどういう対応をすればよいか、ご検討をお願いしたいと思います。

○齋藤委員 業者さんを信用しないわけではないんですけれども、今までないものができることによっていろんな事態が想定されるわけです。たとえ規模が小さいといっても、車が今まで通っていなかったところに大型車などがたくさん通るようになったり、バイオマスの蒸気が云々にしてもどうなるか分からない。我々は都市計画審議会の委員として「はい分かりました、規定どおりでしょ」というのでも良いかもしれませんが、後々都計審でOKを出したからこうなったんだ、となると非常に責任を感じる場所です。そこで、議長、事務局に一任しますけれども、皆さんに諮っていただきたいんですが、附帯意見を付けて、という形ではいかがでしょうか。文言については、例えば「今後稼動した後の諸問題にしっかりと対応する」などと加えて、審議会としてそれだけ慎重に対応したという姿勢を示すことも大事ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○舟引議長 ただいまの齋藤委員からの発言は、附帯意見を付けた上で了承する、そしてその附帯意見は「今後稼動した後に問題が生じた場合にはきちんと対応すること」というような趣旨とするということよろしいでしょうか。

○齋藤委員 そういう趣旨です。

○舟引議長 それでは皆さんにご相談いたします。齋藤委員から「附帯意見を付けるべき」とのご意見がございましたけれども、それについてご意見を伺いたいと思います。

○事務局（建築宅地課長） その前にひとつ訂正をさせていただきたいと思います。先ほど県道の幅員について、車道8メートル程度と申し上げましたが、正しくは幅員6メートルでした。また、歩道については片側2メートル程度を申し上げましたが、正しくは3メートル程度ということで訂正させていただきます。

○牛尾委員 私も附帯意見は付けたほうが良いと思います。非常に心配なケースです、これは。

○舟引議長 そのほか、「附帯意見を付けた上で」という話についてご意見をいただきたいと思います。

○小野田委員 そのほかに方法はないんですか。

○舟引議長 そのほかの方法ですか。

○小野田委員 例えば再審議とか。

○舟引議長 あらためて審議し直してはどうかという小野田委員からのご意見ですが、事務局いかがですか。

○事務局（建築宅地課長） 再審議というお話もございましたが、事務局としましては附帯意見を付けていただいて、それを稼動前に確認するというようにさせていただきたいと思えます。

○小野田委員 違法ではないですし、営業の権利もありますから、また周辺の方々には迷惑をもたらすかもしれませんけれども社会全体から見れば必要な施設であるわけで、それを法的に認められている部分から踏み込んで規制してしまうのは、都市計画審議会とはいえ慎重に対応すべきと思えます。一方、牛尾委員や阿留多伎委員から御指摘があったように6メートルの幅員しかなくて、そこに10トン車が通って、中学校の登下校時間にあたることもあるというのは、齋藤委員もおっしゃった通り、危険な領域と理解します。環境アセスなどの法的な縛りではカバーしきれない社会通念を反映させるのはこの審議会の役割だとすると、拘束力はありませんが、ある程度の付帯意見を付けて覚書を交わせるなどの方策もあるかもしれません。となると、今回、上がっている情報だけでは判断は難しい。事業者は、出入りの時間をコントロールするなど、我々が知らないような対応をお考えになっているのかもしれませんが、そういった反論の機会も与えられないままに一方的に付帯意見が書かれるというのは逆に事業者の不利益にならないでしょうか。そういった情報が不確かな中で、そうした判断を踏み込むことには躊躇を覚えます。事業者にとっては一分一秒がお金なので再審議が良いとは、決して思いませんが、いろんなことを考えるとそういう選択肢もあるのではと思えます。付帯意見に反対しているわけではありませんが。

○高須委員（代理） 県警本部です。附帯意見というお話がありましたので参考までに申し上げますけれども、県警としましては通路対策を重視しておりまして、通路対策でよくあります合同点検、これは学校関係者や警察、道路管理者などが集まって点検を行って危険箇所を対処するというものですが、今回のような場合では点検の結果、歩道に対してガードレールなどを作るという話もあります。

○舟引議長 そのほかいかがでしょうか。より慎重に、というご意見もいただいておりますが、議長として申し上げますと、いくつか選択肢がございます。ひとつはこのまま採決して通すという方法、賛否を確認するということです。また、齋藤委員から御提案がありましたように附帯意見を付けて了承するという方法、それから小野田委員から御提案がありましたように引き続き慎重に検討を進めてはどうかという意見と、3つございます。私から提案ですが、方向性について事務局で議論・検討していただく時間をということで、この議案についてはいったん保留とし、その間に検討を進めていただいて、次の議案を先に審議させていただきたいと思えますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

○舟引議長 それでは、いったん議案第2349号については審議保留といたしまして、議案第2350号「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。事務局から議案の内容を御

説明願います。

## 議案第 2350 号 特殊建築物の敷地の位置について

○事務局（都市計画課長） 議案第 2350 号は、特定行政庁に係る建築基準法第 51 条の案件でございます。建築基準法第 51 条では、「都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設をはじめ法令で定める施設の位置は、都市計画において決定しているものでなければならない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議決を経て、都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。」とされております。特定行政庁とは、本県内では宮城県知事及び建築主事を置く 4 市、具体的には仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市になりますが、その 4 市の市長が該当し、建築主事を置く市の事案は当該市長が決定することとされているため、本議案は石巻市長から本審議会に付議されておりますので、石巻市から議案の説明を行います。

○事務局（石巻市） あらためまして、石巻市建設部の斎藤でございます。よろしくお願ひいたします。それでは議案第 2350 号「特殊建築物の敷地の位置について」について御説明いたしますので、「議案書」の 11 ページをご覧ください。この議案は、建築基準法第 51 条第 1 項ただし書きの規定により、特殊建築物の位置について、御審議いただくものでございます。

次のページをお開き願います。御審議いただく施設の概要を記載しております。「施設名称」は、「産業廃棄物処理施設」、「建築主」は、「仙台市青葉区木町通の前田道路株式会社」でございます。「敷地の位置」は「石巻市重吉町 5 番 1 の一部」で、「敷地面積」は「6,400.03 平方メートル」、「用途地域」は「石巻広域都市計画区域の工業専用地域及び臨港地区」でございます。次に「建築物」の欄をご覧ください。「用途」は「産業廃棄物中間処理施設」でございます。「工事種別」は用途変更となります。「構造、規模等」の欄に記載のある事務所等はすべて既存の建築物で、新たな建築行為はございません。次の「処理施設」の「処理内容及び、処理能力」は、「産業廃棄物中間処理」で、1 日あたりの処理能力については、「がれき類の破砕が 600 トン」を予定しております。

ここで許可が必要となった理由につきまして御説明させていただきます。建築主の前田道路は、平成 25 年から当地を再生アスファルト合材の貯蔵施設として使用しておりますが、東日本大震災の復興事業による需要に対応できるよう、1 日当たりの処理量が 600 トンの破砕処理施設を設置するため、許可が必要となったものです。既存のサイロは 120 トンと 140 トンの 2 基で、再生アスファルト合材は大崎市等の近隣の自社工場で製造したものを搬入しておりますが、震災の復興工事による需要が見込まれ、被災地周辺での中間処理が有効と判断したものです。破砕処理したがれき類を原材料として、再生アスファルト骨材、再生路盤材を製造し、自社工事等で使用する予定となっております。

次に、議案書の 13 ページをお開き願います。左上の位置図を御覧願います。申請位置が立地場所で赤い丸で表示しております。この北側に臨港道路釜北線がございますが、この道路から南に 100 メートル程度の場所に位置しており、濃い水色の部分の用途地域が工業専用地域、紫色は準工業地域となっております。位置図に青い丸で表示した位置は文教施設等があり、いずれも

申請位置からは1キロメートル以上離れた距離に位置しております。また、青色と緑色の矢印は、がれき類の搬出入経路を示しております。搬出入経路は県道石巻港インター線、臨港道路釜北線を使用し、住宅地を通行しないように排出事業者、運転手に協力を依頼しております。次に右上の付近見取図を御覧願います。赤色で着色した範囲が今回の申請位置となっており、周辺は、工場や運送会社の事業所などが立地しております。次に下部の配置図を御覧ください。臨港道路北8号線から赤色の点線で囲まれた範囲が敷地となります。敷地内の建築物は、事務所、トイレ及び倉庫2棟の合計4棟となりますが、いずれも既存建築物の利用となります。敷地中央付近に位置するのは、屋外に設置されている既存の再生アスファルト合材貯蔵施設となります。今回の許可対象は、再生アスファルト合材貯蔵施設の東側に設置予定の破砕機による、がれき類の中間処理施設となります。中間処理するがれき類は、石巻市及び近隣市町村で建設工事、解体工事などから排出されるもので、破砕して再生アスファルト骨材、路盤材として再利用を図ります。搬出入は臨港道路釜北線及び県道石巻港インター線から行い、搬出入のトラックは、1日あたりで50台程度を見込んでおります。破砕機の稼働時間は午前7時から午後7時までの12時間を予定しております。

次に、当該施設の環境対策について御説明いたします。まず、飛散の防止につきましては、破砕機の周囲に高さ1.25メートルから1.9メートルの鋼板フェンス、コンクリート壁を設置し、作業時には散水等の措置を取ることで、粉塵の飛散防止を図ります。また、破砕機の主要な搬出入口、コンベア乗継部には密閉カバーを設け、コンクリート、アスファルトがらの集積所上部には散水装置、スプリンクラーを設置し、ダンプトラックからの積下ろし作業時においても必要に応じて散水等の措置を講じます。騒音及び振動につきましては、破砕機周辺の敷地境界線で予測調査を行っていますが、工業専用地域であることから、宮城県公害防止条例に基づく規制値はありませんが、周辺の道路、工場の稼働音と同程度になっております。水質につきましては、水質を汚濁させる恐れのある廃棄物がございますので対象としておりません。汚水や雑排水は浄化槽を経由して道路側溝に放流いたします。敷地内の雨水につきましても、側溝で集水後、運搬車両による油類の漏出に備えた既設の油水分離槽を経由して道路側溝に放流します。アスファルトがらは固形のため、油分の流出はほとんどありませんが、場内にある既存の油水分離槽で油の流出を防止いたします。臭気につきましても、悪臭を発生させる恐れのある廃棄物がございますので今回の処理の対象としておりません。周辺の住民の方々への事業計画の説明につきましては、県の「産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づき、2回ほど実施済みでございます。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく設置許可は石巻保健所と協議中でございます。最後に、土地利用につきましては、当該施設が立地する場所の用途地域は工業専用地域であり、工業の利便を増進するための地域として、当該施設周辺も工業系の土地利用が広く行われていることから、市の総合計画及び都市計画上の支障はないものとしております。

なお、以上の説明については、議案書14ページの建築基準法第51条の審査基準等チェックシートを用いて、審査をしております。

以上で、議案第2350号の説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○舟引議長 ありがとうございます。ただいま事務局からご説明がありましたが、委員の皆様から御意見・御質問をいただきたいと思います。

(質疑応答)

○小野田委員 本件は前の2349号議案から変わって工場の多い地域で、こういう事業を運用するには立地特性は問題ないと思いますが、先ほど御説明があったような対策を事業者はしっかり考えてやっていると理解してよろしいでしょうか。都市計画上の位置づけはよく分かりましたけれども。

○事務局（石巻市） 工業専用地域ですので、制限というものがほとんどなくて、逆に住宅や文教施設などが立地できないという場所になります。アスファルトやコンクリートの破砕ということで、この近辺には住宅はございませんが、搬出入に関しては部分的に住宅地を通る場合も考えられますので、事業者がトラック運転手に対して住宅地を通らないようにという自主制限を行うよう予定しております。住民説明会でも「住宅地の中を通らないでほしい」という要望もございました。また、周辺の事業所からも特に要望はございませんでしたが、破砕ということで騒音と振動に懸念がございますが、予測調査を行った結果、騒音・振動とも現在の実測値と同等の結果が出ておりますので、この点についても問題ないものと考えております。

○舟引議長 そのほかございませんか。

[「なし」の声]

○舟引議長 よろしければ、お諮りいたします。議案第2350号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

[「異議なし」の声]

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

**【議決】 議案第2350号：原案のとおり承認する。（賛成14名、反対0名）**

○舟引議長 ここで、先ほどの議案第2349号について、事務局から追加の説明があるとのことですので、よろしくお願ひします。

○事務局（建築宅地課長） 先ほどの議案第2349号につきまして、事務局としての考え方を申し上げたいと思います。まずひとつめに事業者のスケジュールがございまして、バイオマス発電に関して県の補助を受ける関係で、今回の審議会でご承認いただかないと次の審議会が2月とい

うことで、それですと事業のスケジュールとして間に合わないというところがございます。もうひとつ、学校関係者への説明ということでご意見をいただいておりますが、事務局としましては直ちに町を通じて学校関係者への説明会を開き、出された意見については対応策をまとめていただいて、それを確認した上で許可を出すという附帯意見付きでご承認いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○舟引議長 ただいまのご説明を整理しますと、都市計画審議会としては附帯意見が出た場合、それを許可する前に、特定行政庁として許可する以前に附帯意見の内容が履行されたことを確認した上でないと許可をしないと理解してよろしいですか。

○事務局（建築宅地課長） そのとおりでございます。

○舟引議長 今の御説明に対するご質問はございませんか。

○高須委員（代理） 次の審議会が2月ということで、その前に説明会と、そこで意見が出た場合の対応方針を決められるというスケジュールでよろしいですか。

○事務局（建築宅地課長） 2月の審議会で御審議いただくとなりますとさらにその後で許可となりますことから、事業者としてはその前に許可してほしいということですので、私どもとしましてはできるだけそういった業者側の意向にも配慮して、できるだけ早く調整して説明会などを進めていかなければならないと考えております。

○牛尾委員 ひとつ確認なんです、県の補助金を活用する事業だから年度内に完了しなければならないということなんですかね。

○事務局（建築宅地課長） 県の補助を受ける予定がある事業ということでございます。

○舟引議長 先ほど、齋藤委員からは附帯意見を付けて承認してはどうかというご意見、小野田委員からは審議を延期してはいかがかというご意見がございましたが、事務局からは附帯意見を頂いた上で承認いただきたいというご要望でございますが、小野田委員いかがでしょうか。

○小野田委員 手続き上、附帯意見の履行が確認されるか、一方で、事業の開始について事業者の権利が守られる手続きが取られるか、といった重要な点が今の御説明でははっきりしませんでした。特定行政庁が許可権限を持っていることは理解していますが、その上で社会通念上問題がないか、今回の場合は生徒の安全が確保されるかどうかですが、を指摘する社会的責任が我々にはあると思いますので、その点が担保されずに進まないよう、然るべき対応を手続きを踏みながらしていけるということであれば、附帯意見で何ら問題ないと思います。

○事務局（建築宅地課長） この後早急に、町を通じて学校関係者と事業者の間で説明会を開いていただくよう調整します。その結果につきまして、事業者が対策をきちんとするということを我々のほうで確認した上で許可するというところでいかがでしょうかと申し上げました。

○小野田委員 附帯意見の素案が今の事務局の御説明から垣間見えたんですけれども、附帯意見としては住民の意見をきちんと聴いてやりなさいという内容になるわけですね。

○事務局（建築宅地課長） そのとおりです。そしてその結果については、次回の審議会で御報告したいと考えております。

○齋藤委員 今の説明の中で、住民への説明、学校への説明というのは法的根拠はあるの、ないでしょ。ないのにそれを条件にすることはできないので、私が言っているのは施設を設置するまでだけではなく設置した後も考えて、という附帯意見を付けて許可せざるを得ないのではないかと思っていたんです。学校側に説明してそれで良ければ許可といっても、相手に法的根拠を示してくださいと言われたらどうするの、ということです。だから「今後も十分に配慮する」などのように文言を整理して、その上で許可するということが仕方ないのではないかと。県や町の言うことを聞いて学校側にきちんと話をしてくれればいいけれど、どういう法的根拠なんですか、と言われたらどうするか。違いますか、小野田委員。

○小野田委員 齋藤委員に明快に整理していただきました。ありがとうございます。問題の階層を区別したほうがいいかもしれませんね。ひとつは阿留多伎委員が「具体的に数字を示してください」とおっしゃったことに関わる、ここで確保すべきとする安全は、何によって担保されるのかという点。やはり大事なのは生徒の安全ですが、それが我々が直感的に危なそうだなと感じた所からどこまで修正すれば、それが確保されるのかといった、具体的なガイドライン的なものがここでは求められているんだと思います。法的拘束力はないんですが、それを附帯意見という形で社会的に明示することが出来ればよいのではないかと、というのが一点です。もうひとつが、事務局が今おっしゃって、齋藤委員が疑問を感じられた民意調達の根拠とその方法だと思えます。もちろん、住民なりPトンAの方々の声に代表されるような民意は聴くべきだし、それに基づいて調整してほしいけれども、あくまで部分的な関係者であって、法的根拠も十分にあるわけではないので、そこに拘泥しすぎると大切なものが失われてしまう。なので、生徒の安全の確保が担保されるような合理的な分岐点を導いた上で、それを、その後の運用でも生かしていくことが望ましいのかもしれない。もちろん適法範囲にある申請なので、先方からこうした過干渉は法的に疑義があると訴えられた時のディフェンスも考えるとあまり踏み込むべきではないのかもしれない。事業者の権利保護の点からも、リスクを取って社会的な業をまわしている方々をいたずらに押さえつけるというのも危険だと思っております。ですから、付帯意見は、住民のみなさんの意見を聞いて下さいという漠としたものではなくて、生徒の安全を確保するために具体的な方法を住民と相談しながら見出してくださいといった、プロセスにもある程度の拘束力がある附帯意見を付けて進めるということになるでしょう。その時の私の問いは、法的拘束力がないものを

どうやって検証できるのでしょうかとうものです。事務局の「住民の意見を聴けば次に行ける」という話ではなく、より具体的に履行してほしい内容が提示され、合意に至ったとして、それを誰がどう立証し続けるのか、ということです。

○舟引議長 事務局いかがですか。

○小野田委員 答え方としては、事業者が開発の権利があるので都市計画審議会がそんなに踏み込むのは、制度の運用として若干妥当性に欠けるようにも思います。その辺は実際に運用されている事務局の皆さんの方が、上手く実を取る方法をよくご存知なのでしょうから、我々にもぜひ教えていただければと思います。

○三浦次長 建築関係の担当次長をしております三浦でございます。ただいま事務局（建築宅地課長）から説明しました学校側との協議、説明といいますのは、チェックシートが一番下にございます住民説明会、これは条例等の中で住民説明会を実施しているかどうかという項目ですけれども、こういう範疇の中でまだ足りないという認識のもとに学校側との話を進めていただく、その上で必要な措置があれば事業者サイドでどうするかを確認して、それが一般的に支障がないという学校もしくは町のほうからご意見をいただければ、それで進めてはどうかという趣旨で、その確認を事務局サイドで行った上で許可を出すということです。それから、先ほど齋藤委員からお話がありました、将来にわたって運用する中でちゃんとやってほしいというのは、小野田委員がおっしゃるように我々が担保を取れるものではなかなかないと、許可をするまでのことですので、それは事業者さんに対する制約のようなものだと思いますので、そのようなものは附帯意見の中できちんと運用するようにと、そういう解釈で進めさせていただければと事務局では考えております、という補足でございます。

○舟引議長 私から事務局にひとつ、建築基準法第51条で許可を出す場合に、許可に対して条件を付すことは法律上可能ですか。

○事務局（建築宅地課長） 建築基準法におきましては、許可に対する条件は場合によっては可能です。ただし、相手側に不当な義務を課さないことという条文が第92条の2にございます。

○舟引議長 読み上げていただけますか。

○事務局（建築宅地課長） 「この法律（建築基準法）の規定による許可には、建築物又は建築物の敷地を交通上、安全上、防火上又は衛生上支障がないものとするための条件その他必要な条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。」、以上でございます。

○舟引議長 それでは皆さん、議案書の8ページをご覧くださいませるか。私ども審議会に課せられ

た諮問事項としましては、2行目にあります「下記施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める」と、このことの審議です。従って私どもは都市計画上支障がないかどうかの判断を求められていて、私どもの判断が直接事業者に影響を及ぼすという話ではございません。そこまではよろしいですか。ですから私どもの審議会ですることができることは、特定行政庁が許可をする際に都市計画上支障はないけれども、こういうところに懸念があるので引き続ききちんと対策を取るよう特定行政庁にお願いするという形の附帯意見になると思います。まとめますと、都市計画上支障がないというところまではご了解いただけと思いますが、学校が相対的に近接しているので、生徒の通学上の安全に配慮することを求める、というような附帯意見になろうかと思いますが、皆さんからご意見をいただきたいと思います。

○齋藤委員 とにかく我々がいちばん懸念しているのは生徒の交通安全の確保です。それを地域住民に徹底を図るといふ、そこまで言えるかな。

○舟引議長 都市計画上の配慮だと、住民への説明会というのは直接は関係ないということになると思います。したがって、学校が近接していることを踏まえて交通安全の確保に努めるとか、そういう感じですか。ほかにどなたかご意見ございますか。

〔「それでやったらどうか」の声〕

○舟引議長 それでは、文言の趣旨をもういちど確認したいと思います。基本的には都市計画上支障がないことを認めるということを前提として、「中学校が近接していることを踏まえ、生徒の交通安全の確保に努めること」というような内容の文言を、最終的な細かいところは私に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

○舟引議長 それでは、本案についてはいま申し上げたような附帯意見を付した上で原案のとおり承認することとしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○舟引議長 ありがとうございます。附帯意見につきましては私に一任をいただいて、文言が決まり次第速やかに皆さんにお知らせしたいと思います。それでは、その条件で原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第 2349 号：附帯意見を付した上で原案のとおり承認する。（賛成 14 名，反対 0 名）

#### 4 その他

○舟引議長 以上で、本日予定していた審議案件はすべて終了いたしました。委員の皆様から、何かこの他にございますでしょうか。

では、事務局から報告事項があるとのことですのでよろしく申し上げます。

○事務局（佐藤都市計画課長） 時間が押している中で大変恐縮ですが、報告したいことがございます。本日は、仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについて御説明させていただきます。

報告資料の「1ページ」をご覧ください。前回の都市計画審議会でもご報告させていただきましたが、宮城県では来年の平成30年春を目標に、都市計画基礎調査に基づき、図にお示しする「仙塩広域都市計画区域」、県北地区の「大崎広域都市計画区域」、「栗原都市計画区域」、「登米都市計画区域」、「河北都市計画区域」、「大郷都市計画区域」を対象として、将来の都市像などを明らかにする「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」いわゆる「都市計画区域マスタープラン」の見直し作業を進めております。

「2ページ」をご覧ください。本日ご報告する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しスケジュールです。図1をご覧ください。仙塩広域都市計画区域では、平成26年度から基礎調査を開始し、これまで都市計画区域マスタープランの見直し作業を進めて参りました。今年度のスケジュールは、図1の下のおりとなります。今年の10月に住民への説明会を4箇所で行い、現在国土交通省への事前協議を実施しているところです。その後、都市計画法に基づき、関係市町村の意見照会を行い、縦覧後に来年3月の当都市計画審議会に付議する予定となっております。来年4月には、国土交通省への本協議を行い、5月には変更告示する予定となっております。

「3ページ」をご覧ください。本日ご報告する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においては、図2にお示しするように、大きく分けて3点定めることとされております。

1点目は「都市計画の目標」でありまして、人口と産業規模に関する現況と将来の見通し及び都市づくりの基本理念についてです。2点目は「区域区分」いわゆる「市街化区域及び市街化調整区域」の決定の有無とそれを定める際の方針であります。3点目は「主要な都市計画の決定の方針」として、用途地域などの土地利用、道路や下水道などの都市施設、土地区画整理事業などの市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全などに係る都市計画の決定の方針についてです。

前回までの都市計画審議会では、仙塩広域都市計画区域については、①の「都市計画の目標」の「人口の現況及び将来の見通し」、「産業規模の現況及び将来の見通し」及び「都市づくりの基本理念」について、ご報告させていただきました。本日は、赤枠で囲っております②の「区域区分の決定の有無」及び③の「主要な都市計画の決定の方針」について、その考え方を御説明するものです。

「4ページ」をご覧ください。区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針についてです。はじめに、「区域区分の決定の有無」について御説明します。本区域は、昭和45年以来区域区分を設定しており、現在も様々な都市機能の集積が進行中であり、効率的な交通ネットワ

ークの形成にあわせた計画的な市街地の形成が必要になること及び豊かな自然観環境の保全とこれらと調和する都市空間の形成が必要になることから、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の形成を図るため、引き続き区域区分を定めることとします。

「5ページ」をご覧ください。次に、「区域区分の方針」について御説明します。①人口の規模としては、「宮城の将来ビジョン」における将来人口の見通しを基本とし、市街化区域及び市街化調整区域の過去の動向を踏まえ、平成27年を基準年とし、将来における市街化区域の概ねの人口を平成37年で1,404千人と推計しております。②産業の規模としては、「宮城の将来ビジョン」における「富県宮城」を実現するために、本区域における将来の概ねの産業規模を表に記載のとおり、平成37年において、製造品出荷額等は約2兆5千億円、小売販売額は約1兆3千億円、卸売販売額は、約5兆8千億円と推計しております。

「6ページ」をご覧ください。5ページの①、②で御説明した人口及び産業の規模に基づき、計画的に市街化を図る概ねの区域を示しております。青系の色がD I D地区、赤が計画的に市街化を図る区域、緑が市街化調整区域に編入する区域をそれぞれ示しております。

「7ページ」をご覧ください。区域区分の変更予定箇所について、具体にお示しするものです。市街化区域の範囲としては、前回の都市計画審議会でも御報告させていただきましたが、原則として、住居系、商業系については、「生活・交通利便性」の高い範囲内で、適切な住宅密度や必要宅地面積を検討した上で「抑制的」に設定していくこととしております。工業系については、「宮城の将来ビジョン」における「富県宮城」を実現するために必要な宅地については、高速交通網や港湾・空港施設との連動性を重視し、インターチェンジからの距離などにより個別に「機動的」に設定していくこととしております。今回ご説明する地区は、一つ目は平成30年春に予定しています「整備、開発及び保全の方針」の変更と同時に、市街化区域へ編入する地区である「即時編入地区」、二つ目は、将来の市街化区域編入候補地区として位置、規模、事業主体が特定されていますが、事業化の目処が立つまでの間、市街化区域への編入を保留する地区として「特定保留地区」、三つ目は、現況が市街化区域であるものの市街地形成の目処が立たないことから市街化調整区域へ変更する地区いわゆる「逆線引き地区」の地区を御説明いたします。なお、具体の区域区分の変更については、仙台市分は市決定となります。即時編入地区は、「A八幡地区」から「E芦畔町地区」までの県決定分の5地区、「a六丁目地区」から「e仙台港地区」までの仙台市決定分の5地区となります。特定保留地区は、「F閑上地区」から「N新太子堂北地区」までの県決定分の9地区、「f愛子地区」から「h岩切地区」までの仙台市決定分の3地区となります。逆線引き地区は、「O葉山地区」の県決定分の1地区、「i郷六地区」から「l桜ヶ丘地区」までの仙台市決定分4地区となります。

「9ページ」をご覧ください。ここからは、「3. 主要な都市計画の決定の方針」について御説明いたします。まず、「(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」について御説明します。本区域においては、「多核連携集約型都市構造」の実現のため、業務地、商業地、工業地、流通業務地、住宅地を適切な密度構成により配置し、良好な市街地の形成を図ることとしております。「①主要用途の配置の方針」については、「10ページ」の図もあわせて御覧願います。「1) 業務地」については、仙台都心や地域中心業務地で、それぞれの規模に応じた業務機能の集積を図ることとしております。「2) 商業地」については、仙台都心を中心に、地域中

心部においても商業機能の集積や機能向上を図ることとしております。また、松島については、国際観光都市の中心として、商業・サービス機能の集積・拡充に努めることとしております。

「3）工業地」については、仙台北部中核工業団地群や仙台塩釜港、仙台空港などを戦略型や臨海型、臨空型のそれぞれの工業地として位置づけ、先端技術産業の集積を図ることとしております。また、高速道路インターチェンジ周辺については、地域拠点型工業地として工業機能や研究開発機能の集積を図ることとしております。「4）流通業務地」については、高速道路インターチェンジ周辺や仙台塩釜港、仙台空港等を位置づけ、流通機能の機能強化や集積を図ることとしております。「5）住宅地」については、仙台都心の都市圏中心は、高密度住宅地として、生活利便性の高い中高層都市型住宅の誘導を図ることとしております。また、地域中心の長町地区などにおいては、中～高密度住宅地の誘導を図ることとしております。そのほかの集約適地では低中層の住宅地を主とする良好な住環境を確保し、周辺部では低層低密度住宅地の形成を図ることとしております。さらに、今後、新たな住宅団地の整備を検討する場合には、その検討範囲を公共交通ネットワークが整備された生活交通利便性が高い地域に限定し、良好な住宅地の計画的な整備を図ることとしております。

「11ページ」をご覧ください。次に、「(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」について御説明いたします。なお、前回のマスタープランからの変更点について、アンダーラインでお示ししております。「①交通施設の都市計画の決定の方針」については、「多核連携集約型都市構造」を支える交通軸の形成を図るとともに、過度に自動車交通に頼らない環境配慮型の都市構造を実現していきたいと考えております。具体的には、広域ネットワークの整備や公共交通の利便性向上などといった方針に基づき、地域公共交通網形成計画などを活用しながら総合的な交通体系の形成を目指していくこととしております。

「12ページ」には、おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業を図示しております。「②下水道の都市計画の決定の方針」については、地域特性や地域住民の意向を考慮し、効率的かつ適正な整備を行っていくこととしております。「②河川（海岸）の都市計画の決定の方針」については、東日本大震災や関東東北豪雨などの自然災害への対策として、防潮堤などの整備とともに、上下流一体となった総合的な河川海岸整備を進めていくこととしております。

「13ページ」をご覧ください。続いて、「(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。11ページと同様に、前回からのマスタープランの変更点について、アンダーラインでお示ししております。1) 基本方針としては、集約市街地の形成を図るため、必要以上の市街地拡大を抑制し、「生活・交通利便性」が高い地域の市街地形成を支援することを基本的な方針としております。また、集約市街地形成の観点から、市街地を「集約適地」と「周辺部」に区分して、基本方針を定めております。ア) 集約適地においては、市街地の居住環境、防災性能等の改善を図り、密集市街地における居住環境の向上に努めることとしております。特に仙台都心では高次都市機能を集積することとし、地域中心では土地の高度利用を図っていくこととしております。イ) 周辺部においては、デマンド型交通など地域特性に応じた公共交通を構築し、多様性のある市街地を目指すこととしております。このうち、おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業を「14ページ」にお示ししております。土地区画整理事業を赤色で塗られたエリア、開発行為を黄色で塗られたエリア、市街地再開発事業を青

丸で表した箇所を実施する予定としております。

「15ページ」をご覧願います。次に「(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。11ページと同様に、前回からのマスタープランの変更点について、アンダーラインでお示ししております。「1) 基本方針」としては、特別名勝松島に代表される優れた自然環境や歴史的風土が残る地区について、豊かで良好な自然環境の保全を図っていくこととしております。また、市街地背後の丘陵地などを本区域の骨格を形成する緑地として位置づけ、自然環境、歴史的資源、公園・緑地の整備や保全を図るとともに、これらが有機的に連続した緑の形成を図っていくこととしております。「2) 主要な公園・緑地の配置の方針」としては、ア) 公園・緑地の存在機能に着目した環境保全系統、イ) 利用機能に着目したレクリエーション系統、ウ) 今回の東日本大震災などの大規模な自然災害を踏まえた防災機能に着目した防災系統、エ) 都市景観構成要素としての機能に着目した景観構成系統、オ) 歴史文化系統の5つの系統ごとに公園や緑地の均衡ある配置を図ることとし、おおむね10年以内を実施することを予定する主要な事業を「16ページ」にお示ししております。

「17ページ」をご覧願います。最後に「(5) 防災に関する都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。この方針は、今回の見直しにおいて、東日本大震災などの自然災害を踏まえ、新たに追加したものです。「1) 基本方針」としては、東日本大震災などの自然災害を踏まえ、災害による被害を低減し早期復興が図られるよう、防御施設や避難路の整備、内陸移転等による居住地の安全確保を行うことにより、災害に強く安全な都市構造への転換を図るとともに、今後の大規模災害に効果的に対応するため、広域防災拠点を整備することとしております。また、「2) 地震・津波災害に対する方針」としては、東北縦貫自動車道や国道4号などの広域的な幹線道路を中心とした広域避難・輸送ネットワークの形成を図ることとしております。さらに、「3) その他大規模災害に対する方針」としては、大規模災害に対して避難誘導などのソフト対策により被害軽減に努め、発災後、迅速に復旧・復興が行えるよう行政機関の災害対策機能の強化などを図ることとしております。おおむね10年以内を実施することを予定する主要な事業については、「18ページ」にお示しするとおり、塩竈市及び多賀城市で津波復興拠点整備事業を予定しております。

以上、これまで説明させていただいた主要な都市計画の決定の方針を「20ページ」に付図としてまとめております。丸数字は概ね10年以内を実施することを予定する主要な都市施設、旗揚げしている各地区については市街地開発事業や市街化区域への編入予定地区を示しております。太い赤色の旗揚げは「即時編入地区」を、赤色の旗揚げは「軽易な変更による即時編入地区」を、緑色の旗揚げは「特定保留地区」を、青色の旗揚げは「逆線引き地区」をそれぞれお示ししております。

以上、簡単ではございますが、「都市計画区域マスタープラン」の見直しについての御報告を終わらせていただきます。

○舟引議長 ありがとうございました。ただいまの報告について、ご質問・ご意見をいただきたいと思っております。

(質疑応答)

[「なし」の声]

○舟引議長 大量に分量があるものを短時間で説明して何か聞くというのは難しいことだと思いますが、今後のスケジュール感として最終的にはいつお諮りになるのでしょうか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 第185回から前回の第187回まで、そして本日にわたって仙塩広域都市計画のマスタープランと非線引きの5つのマスタープランの概要を順次説明させていただいたこととなりますが、報告資料の2ページをご覧くださいますと、最終的に仙塩広域都市計画については来年3月の都市計画審議会でもマスタープランの本文を委員の皆様へ事前にお送りして、中身を事前に見ていただいた上で審議会にお諮りするということになっております。そのボリュームがかなりのものであるということも踏まえて、今年度の審議会ではその概要について順に説明させていただいたこととなります。それで本日は仙塩広域の概要について説明させていただきましたので、3月の審議会にはフルバージョンの内容をご審議いただくこととなります。また、非線引きの分については2月の都市計画審議会でご審議いただくこととなります。

○舟引議長 ありがとうございます。そうしますと、実際の審議では大量のボリュームがあるということで、どれぐらい事前に最終案がまとまると理解していればよろしいですか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 仙塩ですと報告資料の2ページをご覧くださいたいんですが、来年2月に市町村への意見聴取と案の縦覧をすることとしておりますので、縦覧が終わりましたら都市計画審議会の概ね1ヶ月前を目安に、委員の皆様へお送りしたいと思っております。また、非線引き分につきましても5件ございますが、2月の都市計画審議会の概ね1ヶ月前を目安に、委員の皆様へお送りしたいと思っております。

○舟引議長 縦覧と同時では難しいですか。

○事務局（佐藤都市計画課長） では縦覧の時期を目安に、できるだけ早い段階でお送りしたいと思っております。

○舟引議長 さらに、送っていただいた上で事前にご質問を賜るようなやり方にさせていただいたほうが、なにぶん大量の審議案件を限られた時間で処理するのは厳しいと思っておりますので、その辺のご配慮をいただいて、場合によっては各委員に個別に説明いただくなど、お手数ですがご対応いただけますでしょうか。

○事務局（佐藤都市計画課長） はい、分かりました。そのようにさせていただきます。

○舟引議長 ありがとうございます。ということで最終版がこれから出てまいります、今の段階

で聞いておきたいことがございましたらお願いします。

○高橋（啓）委員 非線引きの方は2月審議ということですが、そうすると1ヶ月前ということで1月に送付ということでよろしいですか。

○舟引議長 非線引きの縦覧はいつから始めますか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 縦覧は12月26日から1月16日までとなっておりますので、年明け早々にでも送らせていただきたいと思います。

○舟引議長 その時にやり取りの方法なども注記していただければと思います。

○事務局（佐藤都市計画課長） その際にご質問を頂戴する期間なども同封させていただきます。

○舟引議長 そのほかいかがですか。

○牛尾委員 縦覧期間の質問ですが、12月26日から1月16日までということだと、12月29日から1月3日までは縦覧できませんよね。それは大丈夫なんですか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 休日等の期間を除いて2週間を確保しております。

## 5 閉 会

○舟引議長 よろしいですか。それでは、本日は長時間ご審議をいただきありがとうございました。無事に案件を処理することができました。これで本日の会議を終了したいと思います。事務局にお返しいたします。

○事務局（菊池総括） 以上をもちまして、第188回宮城県都市計画審議会を終了いたします。

なお、次回は、年明けの2月8日、火曜日の開催を予定しております。日程については後日改めて連絡を申し上げます。本日は、ありがとうございました。

平成29年12月21日（木）午後3時50分 閉会